

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	個別目標Ⅱ－1 一人ひとりが 個人として互いに尊重しあう まち 計画事業7 成年後見制度の 利用促進	①区長の総合判断として、「区が委託元として主体性をもって取り組む」とし、実行計画をローリングしましたとある。その具体的な内容をご説明いただきたい。また、それに基づいて委託先にどのような指導をされたのか。 ②区長申し立ての数は。その中での社会貢献型後見人が受任した数は。 ③「社会福祉協議会が後見監督人を受任し」としているが法人として受任しているのか。 ④社会福祉協議会の担当職員数は増加しているのか。 ⑤戸塚特別出張所移転後にどのような相談環境になったか。 ⑥広報活動や講演会等でPRをし、相談件数のアップや後見人育成講習修了者の増加などは評価するが、「成年後見制度の利用促進」という事業名からすると、その狙いは後見業務受任を目指すことにあると理解した。申し立て件数が増えない根本的な理由は何か。また、社会貢献型後見人育成事業は重要な事業だが、実効ある段階に至っていない。その理由がどこにあるかと区として判断されているか。	①相談件数の増加及び相談内容の複雑化への対応と、きめ細かな相談支援を行うため、平成21年度に体制強化を1年前倒しして実施しました。さらに、外部評価結果を踏まえて、平成21年度中に「専門相談後のフォローアップ」と「相談後の満足度」の指標を新たに設定し、フォローアップについての意思確認を行うとともに、満足度に関する達成度を測るため、相談者に対するアンケートの実施を指示しました。また、平成21年度から地域福祉課長を議長とする成年後見制度推進機関調整会議を庁内に設置して、関係部署の意見調整を行うこととしました。 ②平成21年度の実績は、高齢者が24件、障害者が1件の合計25件でした。社会貢献型後見人が成年後見人を受任した事例はありません。 ③現在は受任していませんが、今後、社会貢献型後見人が成年後見人を受任し、併せて社会福祉協議会を成年後見監督人とする家庭裁判所の審判が下りた場合は、法人として後見監督人を受任します。今後は、専門職に後見監督人受任を依頼することも検討していきます。 ④平成21年度の体制強化で、職員を4名（常勤2名、非常勤2名）から、5名（常勤4名、非常勤1名）に増員しました。 ⑤相談カウンターを広く取り仕切り板を設置するなど、プライバシー保護により一層配慮した相談環境となるよう改善を図りました。 ⑥申し立て件数が増えないのではなく、もれなく把握するための手段がないということであり、東京家庭裁判所管内の統計数値等から見て、申し立てに至った案件は増えているものと推測しています。制度を利用することで本人の権利行使が一部制限されることや、財産管理を他人（後見人等）に任せることなど、制度自体に抵抗感を生じさせる要素があるうえ、相談することにより、センターに対して、親族の精神状態や親族関係、資産状況等の情報を開示する必要が生じ、そうしたセンターとの接触を望まないという理由もあると考えています。 社会貢献型後見人の選任に関しては、一昨年、東京家庭裁判所が市民後見人の積極的な活用を明確化したのを受けて、推進機関では昨年度、運営委員会に検討のための小委員会（専門委員会）を設置して選任に向けた推薦及び受任後の支援のしくみなどについて検討し、今年度はその具体化に取り組んでいます。社会貢献型後見人で対応可能な事例には、被後見人等に暴力性がなく身体的・精神的に落ち着いていること、親族間の紛争がないこと及び財産規模が小さいことなど一定の制約があり、他方、受任を目指して研鑽中のメンバーの対応能力も勘案する必要があります。さらに、対象者との相性合わせ（マッチング）というプロセスも必要です。	地域福祉課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	個別目標Ⅱ－1 一人ひとりが 個人として互いに尊重しあう まち 計画事業7 成年後見制度の 利用促進	⑦成年後見人の申し立て費用や報酬など、本人負担はどの位必要か。費用負担が申し立て件数の増えない一因であるとすれば、利用促進に向けて、助成等の検討は必要とならないか。 ⑧本制度について、日常の介護や障害者の身近な相談支援の現場において、他の支援策等との連携も含めて支援策の実効が上がるように取り組みが進められている事例を紹介されたい。	⑦申し立て費用に関しては、医師の鑑定料として3～10万円程度、家庭裁判所に納める印紙代等として1万円程度のほか、戸籍等の証明書手数料等が必要です。また、後見人に対する報酬は、被後見人の資力に応じて家庭裁判所が決めます。区では対象を区長申立事例に限定し、生活保護受給者などの一定の条件の下に報酬助成を行っています。 制度の理解と活用を阻む要因としては、制度の複雑さ、費用の負担及び手続きの煩雑さも挙げられています。専門職による社会貢献型後見人の後見監督人就任を進めるためには、後見監督人報酬の確保が不可欠です。こうしたことから、申し立て費用助成の創設及び報酬助成の拡充については、重要課題と認識しているところです。これについては、社会福祉協議会において、基金の活用を検討中です。区としても、今後、国や都の補助制度の活用などについて検討し、可能なところから実現を図っていきます。 ⑧【別紙参照】	地域福祉課
2	個別目標Ⅱ－1 一人ひとりが 個人として互いに尊重しあう まち 計画事業8 男女共同参画の 推進	①区長の総合判断では「第二次実行計画策定時に年次・分野ごとの目標設定をする」とあるが、法律や制度の整備のテンポからみて遅くはないのか。 ②男女共同参画の意識を定着させる方法として、具体的には何をどのように実施したのか。 ③セミナーの開催や情報紙の発行で効果があるとしている根拠は何か。	①男女共同参画社会の実現を推進するためには、国などの動きが大きく影響することはご指摘のとおりです。実行計画は、中、長期的な視野をもって計画の検討を行います。途中で法律や制度が大きく変化した場合には、目標を変更することも考慮します。 ②男女共同参画意識の定着には、多面的な啓発活動を繰り返し行っていく必要があります。これを進めるために、現在、年30回以上の啓発講座やシンポジウムの開催、啓発情報誌の発行、男女共同参画週間等の広報紙による啓発、男女共同参画啓発クリアフォルダの配付、女性問題に関する資料収集・発信などに取り組んでいます。 また、企業におけるワーク・ライフ・バランス意識の定着にもセミナーの実施やパンフレットの配布等積極的な事業展開を行っています。 ③セミナーの開催や情報紙による意識啓発を継続することで、種がまかれ、芽が育っていくものと思います。また、区民参加により企画・作成しており、区民との協働による手法自体が、男女共同参画意識の向上に効果的であると考えます。 講座の参加者数やアンケートにより、区民の反応を把握しています。	男女共同参画課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
2	個別目標Ⅱ－1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち 計画事業8 男女共同参画の推進	④22年度評価の21年度実績の課題に「21年度は前年度に比べ比率が下がっている。この要因を分析し」とあるが、分析の結果はどうであったのか。 ⑤22年度の改革方針でも現状のまま継続とある。一方、総合判断で「庁内の各部署が共同参画社会実現への役割を担っているという意識を定着させるとともに、それぞれの部署と連携した取り組みをすすめる」とあるので、これを「日常のお仕事を通じて取り組みます」と受け止めたが、そうだとすると、具体的な取り組みが見えない。その点はどのように考えているか。	④審議会委員の構成において、役職指定職員の異動により男女比が変化したことが挙げられます。また、報告の対象となる審議会等を精査したことにより、母数が変化したことが比率の低下の原因として挙げられます。各審議会の所管の部、課に努力目標の提示や改選前後の報告等を課すことで、今後の改善に向け、努力しています。 ⑤庁内に対する男女共同参画意識の定着に向け、男女共同参画行政推進連絡会議の開催や、人材育成担当部署と連携して職員向けセミナーの開催及び職員報に連載記事を掲載するなど意識啓発を進めています。また、各事業を男女共同参画推進計画に位置づけ、男女共同参画の推進に向け全庁的に取り組んでいます。	男女共同参画課
3	個別目標Ⅱ－1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち 計画事業9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①昨年の外部評価で指摘した協働への取り組みが不足しているのではないか。 ②目標値を下回っているのに「適切」とし、「現状のまま継続」としている根拠は何か。 ③地域文化部が担当している経常事業の「ワークライフバランス企業応援資金」が効果を及ぼしているか。 ④補助事業も含め、トータルに考えて、ワークライフバランスにどのように取り組むと効果が上がると考えているか。	①東京商工会議所新宿支部との協働により、区内事業者への事業周知やセミナーを共催しています。平成21年度後半からは、セミナー後半に、参加者と区職員等との意見交換の場を設けたことにより、参加企業がその後、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に申請するなど進展しています。また、平成22年度に発行した情報誌ウィズ新宿では、2号にわたりワーク・ライフ・バランスを特集し、区民編集委員が区内事業者取材を行いました。 ②厳しい社会経済状況の中、ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとしている企業を支援するため、制度の周知に力を入れています。目標水準の達成度は低いですが、制度周知に伴う意識啓発の部分も含め、取組みの内容については、このような評価としました。 ③区のワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申込理由として、ワーク・ライフ・バランス企業応援資金が挙げられるなど、大きなインセンティブになっています。 ④ワーク・ライフ・バランスは企業の将来に向けた経営戦略であるとの社会的認識をしっかりと作り、労働環境や生活環境での基盤整備としていくことが重要であると考えます。そうした基盤整備と合せ、個人個人の意識啓発を進めることができれば、大きな効果が期待できると考えます。	男女共同参画課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
3	個別目標Ⅱ－1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち 計画事業9 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	⑤補助事業と併せて前向きに取り組まれている点は評価するが、社会の基盤づくりの事業であり、また多くの次世代育成支援事業関わりをもって進めなければならない。実効ある取り組み事例を参照するなど局面を広く見なければならないと思うが、区としてその点はどう考えているのか。	⑤区としてワーク・ライフ・バランスの推進は、第一次実行計画や男女共同参画推進計画事業に位置づけ取り組むとともに、昨年度策定した次世代育成支援計画では「ワーク・ライフ・バランスの実現するまち」を新たなビジョンに加えしました。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、国などの動きを注視しつつ、区内企業と区民の双方に、ワーク・ライフ・バランスを発信し、働きかけていくことが大切であると考えています。	男女共同参画課
4	個別目標Ⅱ－2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち 計画事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	①待機児童が増えている中で、区立保育園への定員枠を増加させるために、どのような努力をしたのか。 ②多様な子育て保育環境として、子ども園や認証保育所を増やすことも良いが、保育環境の整備という側面から、将来的には認可保育所の増加を検討する必要はないのか。	①待機児童の解消については、区政の最重要課題の一つとして、これまでも積極的に取組んできました。平成21年度以降の待機児童の増加傾向を踏まえ、既存計画の着実な推進とともに、引き続き待機児童解消緊急対策部会を開催し、公有地及び公共施設の活用も視野に入れ、総合的かつ効果的に待機児童解消対策を推進しています。 計画事業「保護者が選択できる多様な保育環境整備」の枝事業「私立認可保育所の整備」については、ローリングを行い、区立保育園の改修等を事業に加え、「認可保育所等の整備」に改めました。 ・東五軒町保育園分園舎の建設 東五軒町保育園の隣地買収を行い、分園舎を建設し、定員を93名から174名に、81名分拡大します。（23年4月） ・四谷保育園の改修 四谷保健センター施設活用を含めた四谷保育園のあり方の見直しとして、1・2階部分を整備し、定員を81名から151名に、70名分拡大します。（23年4月） また、計画事業とは別に、21年度には、旧四谷第三小学校施設内に2年間の暫定使用として信濃町保育園分園を0～2歳児（定員50名）で設置し、22年度は3歳児定員20名を拡大しました。 さらに、定員の弾力化として、16年度より、新宿区の認可保育園の面積基準の考え方を遵守しながら、区立保育園では、定員に対し、21年度は67名分、22年度は106名分、弾力化による受入れ枠を拡大しました。 ②保育環境の整備としては、認可保育園を増設します。現在、私立保育園の新設1所の計画を進行中であり、さらに1所新設予定です。 ・（仮称）大京町保育園～定員80名（23年10月開設）＜計画事業＞ ・（仮称）高田馬場四丁目保育園（25年4月開設予定）＜新宿区施設活用検討会（計画事業予定）＞	保育課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	個別目標Ⅱ－2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち 計画事業10 保護者が選択できる多様な保育環境の整備	③22年度評価の21年度実績の課題に「公有地及び既存の公共施設の活用も行いながら」とあるが、公共施設の活用はどのようなものを考えているか。	③公有地及び公共施設の活用として、21年度から計画事業及び緊急対応の両側面で検討・実施しています。また、私立認可保育園設置の場合の区の基本方針として、「区立認可保育園民営化及び公有地又は公共施設の活用による私立認可保育園設置基本方針」を22年1月に策定しました。 ・(仮称)大京町保育園 みどり土木部所管の大京町材料置場を分割後、新たな認可保育園を開設します。＜計画事業＞ ・(仮称)高田馬場四丁目保育園 西戸山第二中学校統合後の施設活用として、改修後に私立認可保育園を開設します。＜新宿区施設活用検討会(計画事業予定)＞ ・四谷保育園の改修 四谷保健センター施設活用を含めた四谷保育園のあり方を見直し、改修による定員拡大をします。＜計画事業＞ ・信濃町保育園分園の設置 再開発で解体が予定されている旧四谷第三小学校施設内に、暫定施設として分園を設置しました。＜一般事業＞ ・保育ルームの開設 教育委員会所管の区立幼稚園舎の一室を期間限定(21年12月～24年3月)で使用し、区単独事業による認可外保育室を2所置しました。＜一般事業＞	保育課
5	個別目標Ⅱ－2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち 計画事業11 子どもの居場所づくりの充実	①受託事業者の運営については、区職員がどのような巡回をして内容確認をしたのか。 ②22年度評価の21年度実績の改革方針への対応に「放課後子どもひろばと学童クラブのあり方については、児童館長及び担当職員による検討会を設置し、検討を行いました」とあり、課題に「子供の居場所として、児童館、放課後子どもひろば、学童クラブのあり方について一定の整理ができた」とあるが、どのような整理ができたのか。	①区職員の巡回について 受託事業者により運営している学童クラブへの区職員の巡回は、近隣児童館、子ども家庭支援センター及び事業系の巡回担当職員により、週1回程度実施しています。その際、事業内容を、別添の巡回報告書によりチェックしています。 ②居場所のあり方に関する一定の整理について 学童クラブと放課後子どもひろばについては、その設置目的が異なっているため、それぞれ整備を進めます。また、学童クラブ事業参加児童が放課後子どもひろばを訪れることもあるので、指導員が連携してお互いに情報交換を行っていきます。一方、放課後子どもひろばは小学生の放課後の居場所に関して児童館の代替機能を一部有しますが、児童館は乳幼児や中高生の居場所としての役割も大きいと整理しました。	子どもサービス課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	個別目標Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち 計画事業12 地域における子育て支援サービスの充実	①区長の総合判断で、子育て支援サービスをコーディネートできる職員の養成を行うと述べているが、実態はどのようなようになったのか。具体的にどのような想定をしているか。 ②「健診での読み聞かせ」の目標値を70%に引き上げたのは良いが、達成率は58%に止まった理由は何か。 ③子ども家庭相談管理システムとはどのようなもので、導入した効果はどのようにあったと判断するのか。	①子育て支援サービスをコーディネートできる職員の養成について 子ども家庭支援センター及び児童館職員を対象に、ソーシャルワーク研修を実施しています。ソーシャルワークの実際として、利用者への関わり、社会資源、社会サービスなど社会システムとの関わり、利用者の方々と社会システムをつなぐことに関わることについて学び、子育て支援サービスをコーディネートできる職員の養成を行いました。これらの知識を子ども家庭支援センターや児童館の現場で、課題のある利用者への対応に生かしています。 ②3～4か月児健診時における読み聞かせ参加者割合は計画初年度の20年度に当初の目標値を上回る成果(66%)が得られたため目標水準を上げましたが、21年度達成率は19年度と同じ58%でした。読み聞かせ参加率が低下した理由としては、健診終了後は保育園等に子どもを迎えに行かなければならない保護者が多いことが挙げられます。しかも、21年度は健診対象者が前年度に比べ増加し、健診自体に時間がかかり読み聞かせに参加する時間的な余裕がなかったことが考えられます。読み聞かせに参加できなかった方には最寄の図書館の行事カレンダーや図書館利用案内の配付をしています。 今後子ども図書館、保健センター、読み聞かせボランティアと連携を図るとともに、健診の待ち時間を利用した読み聞かせの実施を検討するなど、参加者割合の向上に向けて取組んでいきます。 ③子ども家庭相談管理システムについて 子どもと家庭にかかわる相談を受け付けた後、対象者のプロフィールを登録します。児童、保護者、関係諸機関からの相談、報告、連絡、連携会議の記録、ケース会議の記録等を入力しパソコン上で管理していきます。各子ども家庭支援センターで情報共有でき、連携強化、迅速な対応に寄与しています。 【効果】 ・多くの記録を電子データで管理することで、データの整理、正確な把握、作業の省力化、省資源化が図られます。 ・様々な通報や連絡があった場合に、氏名、住所、学校等の項目で検索して即座に履歴を確認することができ、その後の対応の迅速性が図られます。 ・子ども家庭支援センター3所がそれぞれで担当しているケースをどこのセンターでも閲覧することができ、類似ケースを参考にしながら対応を検討したり、他センターの緊急ケース対応を行うことができます。 ・複数人がシステム画面を閲覧しながらケース会議を進行させることで、状況を正確に把握し対応方針を検討することができ、有効な支援につなげることができます。 ・統計処理が容易にできることで、相談内容等の傾向を把握し、今後の事業方針を検討することができます。	子どもサービス課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
6	個別目標Ⅱ－2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち 計画事業12 地域における子育て支援サービスの充実	④子ども家庭支援センターの拡充は高く評価しているが、子育て相談や虐待防止のため、区民への直接的なPR活動をどのように進めているのか。また、乳幼児を持つ保護者と定期的に面談する制度の確立はできないか。 ⑤元気な子ども育成は室内遊びだけでは達成できない。支援サービスの充実の一環として、幼児への”野外遊び”活動の奨励はできないか。	④子育て相談や虐待防止のためのPR活動について及び乳幼児の保護者との定期的な面談について ・子ども家庭支援センターのパンフレットの関係者への配布や、関係機関窓口での配布を行っています。 ・一般区民向けの虐待防止リーフレットを小中学校、教育機関、子育て支援関係施設等の窓口で配布しています。 ・子ども向けの悩みごと相談カードを小中学校、教育機関、子育て支援関係施設等の窓口で配布するとともに、小中学校の全児童、生徒に配布しています。 ・現在、子ども家庭支援センターでは子育てについて何らかの支援の必要がある方に対して面談を行っています。支援の必要な方を把握するために、定期的に全乳幼児を対象に行われる各種健診や、乳幼児の保護者の集う行事などの機会を捉えて、相談の案内を行っています。また、そのような機会に個別に面談の必要があると判断された保護者については、子ども家庭支援センターが連携して面談を実施しています。また、日常的に乳幼児に接している幼稚園、保育園とも緊密に連携をし、面談の必要な保護者の把握をしています。 ⑤幼児への野外遊び活動の奨励について 地域住民が主体となって運営するプレイパークでは、乳幼児対象のプレイパークを実施しており、幼児にとって屋外における遊びと交流の場となっています。区では、プレイパーク活動団体およびプレイパークの啓発活動を実施する団体に対し、活動費の一部助成を行うとともに、幼稚園、保育園へのチラシ配布等広報活動を支援しています。	子どもサービス課
7	個別目標Ⅱ－2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち 計画事業13 子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充	①区内の大学との連携を強化すると、区長の総合判断には書かれているが、その学生ボランティアの活動内容は、具体的にどのようなことが行われたのか。 ②また、どのような成果があったのか。	①早稲田大学のボランティアサークルに依頼しています。活動内容は、保護者教室、懇談会等の母子分離時の保育補助や運動会等の家族行事の保育補助及び行事作業補助です。その他に、早稲田大学心理専攻の実習生を受け入れています。 ②児童の保護者が学生のボランティア活動に触れることにより、地域には様々な支援者がいるとう安心感へと繋がり、これを機にその他の社会資源を利用してみようというきっかけになることも少なくありません。	あゆみの家

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
8	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業14 確かな学力の育成	①教員、確かな学力推進委員、授業改善推進員それぞれの関係等を説明して欲しい。 ②意識調査による「授業が分かりやすくなった」と感じる割合は、低下したのか、上昇したのか不明。20年度はいったん低下したとすると、19年度はどうだったのか。 ③意識調査の結果7割程度が肯定的な回答とのだが、小学校・中学校別や高学年生では同じ傾向なのか。 ④21年度決算の具体的な内訳を教えてください。また、校内の学力推進員の資格、役割、具体的な行動内容及び報酬についても、教えてください。 ⑤授業改善推進員の派遣効果はどのように判断するのか。 ⑥確かな学力の育成を他の指標でも測定する必要はないのか。検討中であればその内容を教えてください。この事業の指標は「授業がわかりやすくなったと感じる児童、生徒の割合」とある。意識調査では、児童、生徒調査の問3①と問8③で「授業が分かりやすいか」「勉強が分かりやすくなったか」とあるが、どちらの調査結果を指標にしているのか。	①教員は東京都で任用し各学校に配置している正規の教師です。確かな学力推進員は区費による非常勤職員で、教育免許状をもつ教師志望者等からなり、教員と協力して学力向上のためのチームティーチングや少人数指導等を行っています。授業改善推進員は区費による非常勤職員で、退職校長からなり、新規採用教員や2～4年目の若手教員を中心に指導・助言に当たっています。確かな学力推進員の授業に対して指導・助言を行うこともあります。 ②意識調査の結果、「授業が分かりやすくなった」と感じる割合は、平成19年度は64.6%、平成20年度は60.0%、平成21年度は、73.0%でした。目標値が年度によって大きく増減する要因については、平成22年度の実績を踏まえ検討する必要があると考えています。 ③調査結果は、調査対象となる児童・生徒の結果をまとめて示しています。平成21年度の意識調査の結果によると、「授業が分かりやすくなった」と感じる割合は、小学校4年生では約80%、6年生では約70%、中学校2年生では、約65%という結果でした。学年が進行するほど、肯定的な回答の割合は低下する傾向が見られました。 ④平成21年度の決算の事業費の内訳は、確かな学力推進員・授業改善推進員報酬：165,715,843円、確かな学力推進員・授業改善推進員旅費：668,936円です。確かな学力推進員は、教員免許状を取得していることが資格要件です。校長が指示するところにより、学習指導等の校務に当たることが職務です。具体的には、正規教員とともに協力してチーム・ティーチングを行ったり、算数の習熟度別学級の少人数指導を担当して授業を行ったりしています。報酬は、月額228,400円です。 ⑤学校（園）の管理職から、実践的な指導力の向上に効果があがっていると評価を得ています。また、指導を受けた若手教員からは、児童理解の方法や学級経営の在り方、指導案の書き方、教師としての心構えなど、懇切丁寧なアドバイスをマンツーマンで受けることができ教師としての自信がついた、などという感想が寄せられています。若手教員等の人材育成のために大いに効果があがっていると判断しています。 ⑥確かな学力の育成の成果については、全国学力調査や東京都学力調査の結果や、学力調査の結果分析をもとに各校で作成した授業改善推進プランの作成状況、授業改善推進プランの実際の授業における具現化状況、児童・生徒の授業に主体的に取り組む姿勢などにより、総合的に評価するものであり、特定の成果指標を掲げることは困難です。したがって、現在は、確かな学力推進員などの事業の成果を測るため、問8③「確かな学力推進員の先生が授業に入ることによって勉強が分かりやすくなった」かを指標としております。	教育指導課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
9	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業15 特色ある教育活動の推進	①「学校・保護者・地域が双方向で情報を流し、協働の実践に結びつくような形で、特色ある教育活動の推進をしてはどうか」という外部評価の指摘に対して、具体的にどのように対応したいと考えているのか。また、学校経営者の英断で、農業体験、異文化交流、体育スポーツ、芸術・芸能、文化学術等の教育を取り入れ、本来の特区、特色ある教育ができないか。 ②第三者評価を受けている地区はあるのか。その結果はどのようなものであったか。 ③第三者評価機関はどこで、どのような内容の評価をするのか。また、行政評価との関係はどうか。	①双方向で情報を交流するために、学校の経営方針を学校公開で周知する際に、参観者との懇談を行う工夫をしている学校もあります。また、学校評議員制度により地域との意見交換を定期的に行っています。さらに、学校ICT化を推進し、簡易に作成できる学校ホームページを導入することにより更新の頻度を高め、積極的な情報発信と交流ができる環境を整備します。各学校では、校長が責任者となり、特色ある教育課程を編成しており、すでに、農業体験や異文化交流、伝統文化を尊重する教育など、特色ある教育活動を実施しています。 ②都内では、品川区、府中市、あきる野市などで第三者評価を実施しています。また、その結果は、公表されておりません。 ③第三者評価は、当該学校に直接かわりをもたない専門家等が、教育活動その他の学校運営全般について評価を行うものです。具体的には、学校による自己評価及び学校関係者評価の実施内容や方法等と自己評価及び学校関係者評価の結果に基づく学校運営の改善の状況について評価します。評価結果は、学校ごとに第三者評価結果報告書が作成され、学校と教育委員会に示されます。この評価は、学校運営の改善を図るためのものであり、教育委員会の施策に対する行政評価と直接的な関係はありませんが、教育委員会としての確かな課題把握が可能になると考えています。	教育指導課
10	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業16 特別な支援を必要とする児童生徒への支援	①専門家による支援チームの構成メンバーはどのようにしているのか。 ②派遣目標の設定はどのようにしているのか。 ③派遣したことによる効果はどのよいに評価しているのか。改善点はないのか。今後の課題はないのか。 ④日本語サポート指導は何ヶ国語に対応しているのか。どの言葉でも対応してもらえるのか。	①専門家チームは、チーフアドバイザー（大学教授若しくは医師）1名、心理職（臨床心理士等）1名、特別支援教育センター職員1名による、3名1チームで構成しています。 ②小学校29校、中学校11校、独立園3園の合計43（園）校に年間3回ずつ訪問することから、129回の訪問を派遣目標としています。 ③学校の職員が、専門家から直接、定期的に指導や助言を受けることにより、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導方法への改善につながっています。専門家チームの訪問の回数が限られるなかで、十分な観察や協議の時間を確保することや、チーフアドバイザーをはじめ、人材を確保することが課題です。 ④平成21年度実績では、9ヶ国語（韓国語、中国語、英語、タガログ語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、ベトナム語、トルコ語）の指導実績があります。指導員は業務委託契約をしている業者から派遣され、ほぼすべての言語に対応できるようになっています。	教育指導課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
11	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業17 学校適正配置の推進	①昨年の外部評価で「牛込地区で進まない理由を明らかにして、そこから解決への糸口を見出すべきではないか」との主旨の指摘に対し、区長の総合判断では、その点も踏まえ内部評価するとしている。どのように反映したのかご説明をいただきたい。 ②区立幼稚園の適正配置は推進となっているが、どこまでどのように推進したのか。今後は「こども園」としていく方向で検討しているのか。 ③総合評価で「計画どおりには進んでいない」としているが、22年度評価の改革の方針では「現状のまま継続」としている根拠は。 ④筆筈町での新宿トークでは、個々の学校の特色ある教育や学校選択制度とも関わりがあるとのことである。お子さんを通して親御さんのご意見のほか、地域の問題として、他の事業との関わりを考慮に入れて検討できる受け皿も必要ではないか。	①これまでは統合対象校両校の保護者の統合合意を前提に、統合協議会を設置してまいりましたが、江戸川小児童数の減少や情報の一元化の必要性などが生じてきたため、津久戸小保護者の合意がない中で、教育委員会にて学校適正配置計画の基本方針を決定しました。しかし委員の選出方法等の調整が難航し、同方針に基づく統合協議会を設置することができなかったため、目的達成度が低いとする評価をしました。 ②平成22年度は、2園の4歳児クラスにおいて、応募人数が学級編制基準の12人を下回り、休学級となりました。区立幼稚園の適正配置を進めるための手法を検討することとしていましたが、多様なスタイルの子ども園化を一つの手法として考えています。現在、子ども家庭部とともに新宿区子ども園化推進検討委員会を設置し、就学前の子どもの保育・教育環境の充実を図るとともに、保育園の待機児童解消、区立幼稚園の適正配置を図るため、保育園・幼稚園の子ども園化について検討を進めています。 ③津久戸小・江戸川小との統合の取り組みについては、上記①に述べたような状況の中で「第八次学校適正配置計画の基本方針」を決定し、現在は、第1回統合等検討協議会の開催に向けて準備を進めている段階です。また、富久小・天神小との統合の取り組みについては、天神小保護者の合意が得られるなどの進展がありました。このように、計画通りではありませんが、目標に向け進捗しており、現状のまま継続していくことが最善であると判断しました。 ④学校選択制度は、地域に開かれた学校づくりの推進と、各学校が特色ある教育活動を実施するなかで、児童・生徒及び保護者が自らの判断で入学できる学校を選択できる制度で、適正配置を目的にしたものではありません。毎年実施している新1年生の保護者を対象としたアンケートにおいても、6割を超えた支持をいただいています。しかし、制度導入から7年と一定の年を経たことから、本年度、アンケート対象を町会・育成会・教員等に広げ、幅広くご意見を聞き、選択制度の成果や課題について検証を行います。	教育施設課 (学校適正配置担当)
12	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業130 学校の情報化の推進	①インフラの整備により、教員の指導力の強化、児童・生徒のPC環境の確保することを目的としているが、計画事業15特色ある教育活動や、補助事業11教育研究会などの連携については、どのように考えているのか。 ②区としてのこの事業を企画推進するスタッフなどはいらっしゃるのか。安易な外出しは禁物である。	①本事業では堅牢なセキュリティ対策を講じた教員1人1台PCのイントラ環境のもとでデータの共有化や教材作成の効率化、校務処理の効率化が図られることで各目標が達成できると考えています。同様に特色ある教育活動や教育研究会においてもデータの共有化や効率化というシステム導入のメリットを最大限に活かすことで事業目的の達成につながるものと考えています。 ②システムの安定稼働、学校への効果的・確実な導入及びユーザーの利便性の向上を目指して事業を進めるうえで、システムの運用保守等知識及びスキルの専門性が必要な業務は外部に委託しています。委託にあたっては、区のネットワークセキュリティについて定められた基準を遵守しています。	教育政策課 (新図書館・学校情報化推進担当)

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
13	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業19 地域との協働連携による学校の運営	計画事業130情報化の推進、計画事業26食育等の推進などとともに、地域の協働の力を引き出すためのモデル事業方式が適当と考えるがどうか。	地域の協働を引き出すための取組みとして、平成20年度に四谷中学校を地域協働学校(コミュニティ・スクール)推進モデル校に指定して、その成果や課題を検証してきました。平成22年2月に新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則及び新宿区立学校における地域協働学校運営協議会の運営等に関する要綱を策定し、平成22年4月に学校運営協議会を置く学校として、四谷中学校を指定しました。併せて、地域協働学校準備校として、四谷小学校、四谷第六小学校、花園小学校を指定しました。	教育指導課
14	個別目標Ⅱ－3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち 計画事業20 家庭の教育力向上支援	①区長の総合判断に「国私立学校入学の保護者への対応は、他の手段により対応を検討します」とあるが、具体的にどのようなものか。 ②21年度は「地区単位保育園・幼稚園・小学校連携事業を2地区で実施した」としているが、その効果はどうであったか。 ③21年度の実績課題で「子どもの成長に合わせて家庭教育向上支援の継続が大切」としている。今後どのような対応を考えているのか。	①「保護者会等での家庭教育事業」の中で、「地区単位保育園・幼稚園・小学校連携講座」として、国立・私立小学校の保護者にも対応した家庭教育講座を実施しました。この講座は、地域的な横の広がり、幼児期から児童期への縦のつながりをつくるきっかけづくりとして開催してたものです。区広報紙や区ホームページの行事一覧等で全区的によびかけ、多くの保護者が参加できるよう配慮しました。 ②21年度は四谷地区と大久保地区の地域センターで、各3回連続講座として開催しました。 それぞれで、私立小学校等の保護者も参加し、講義を受けたり子育てについての話し合いや交流を行い、一緒に学び合える機会となりました。 ③現在、幼児期～小学校へつながるものとして、「入学前プログラム」「地区単位保育園・幼稚園・小学校連携事業」を実施しており、小学校低学年向けには「入学前プログラム・フォローアップ」、高学年向けには「保護者会とタイアップした家庭教育講座」を数校で試行しています。 今後は、試行の成果を検討していくとともに、中学校での実施も含めて学校との連携を図っていきます。	教育政策課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
15	個別目標Ⅱ－4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち 計画事業21 総合運動場及びスポーツ環境の整備	①区長の総合判断で、専門機関によるスポーツ環境調査の実施を提案しているが、実施したのか。実施したのであれば、その結果はどうなっているのか。 ②この事業の目的である子どもから高齢者までが参加できるスポーツ環境の充実は、どこまで進んだと考えているのか。改善案はありますか。 ③総合型地域スポーツ・文化クラブを推進するにあたっては、協働の視点を活かし取り組むことが大切であると思うが、地域の団体等との連携については、どのように考えているのか。	①調査は早稲田大学スポーツビジネス研究所に委託し、7月26日～8月13日に無作為に抽出した区民5,000人に対して「スポーツ意識調査」及び財団の施設貸出システムに登録した団体の代表者2,000人に対して「スポーツ団体調査」を行った。並行して、区内主要団体へのヒアリング調査及び施設利用状況調査等を行っている。集計・分析は同研究所が行い、概要版(10月頃)及び報告書(12月頃)を作成する。なお、報告書納品後、今年度内に報告会を開催する(予定)。 ②スポーツに対するニーズ・意識が各年代で高まっている中、現状では一部のスポーツ競技者が活動の大半を占めるなど、まだまだ多くの方がスポーツに親しんでいるとはいえない状況である。今後さらに、各年代でスポーツ活動の生活化を定着させていくためには、より区民に身近で使い勝手の良い、スポーツ施設や利用形態の整備・工夫が不可欠であるため、前述の「スポーツ環境調査」の結果を踏まえ検討していきたい。 ③地域の総合力を結集した地域コミュニティの形成のためには、町会・地区協議会・青少年育成委員会等の地域の様々な団体等との連携強化が不可欠である。当該事業の委託先である新宿未来創造財団の地域の総合的なコーディネート機能を活用し、各事業・人材等の連携・交流を図っていく。	生涯学習コミュニティ課
16	個別目標Ⅱ－4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち 計画事業22 新しい中央図書館のあり方の検討	①新しい中央図書館のあり方を検討する際に、現在の図書館の状況、課題、時代の変化などへの配慮はどのように行っているのか。具体的にはどのような課題があると考えているのか。	①現在の図書館では、新しい図書館像をめざした図書館基本方針(平成20年策定)を踏まえ、従来の図書の貸出し中心であった図書館サービスに加え「レファレンスサービスの充実」、「ビジネス情報支援相談会などの実施」、「インターネット利用の検索・予約サービス」などといった、時代のニーズに併せたサービスの拡充を図ってきました。しかし中央図書館の老朽化は否めず、図書館基本方針の実現のためには、現在の設備・レイアウトの見直しが急務です。そのため、少子高齢化の進展、グローバル化の浸透等の社会情勢を踏まえ、中央図書館の機能を抜本的に見直し、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備が課題となっています。新中央図書館等基本計画では、 ◆多様なメディアへの対応 ◆地域資料としてのコミック(まんが)の収集・保存 ◆公文書アーカイブ機能 ◆情報コンシェルジュ ◆情報交換・交流の仕組み といった新しい機能を付加させ、従来の図書館の枠を超えた「新宿の知の拠点」をコンセプトとした検討を行っています。 なお、平成21年度実施のアンケート調査(来館者・郵送)やヒアリング調査の結果のまとめとして、「既存のサービスを大事にしつつ、新たなサービスを提供していくこと」が、不可欠となっています。	中央図書館 (新図書館・学校情報化推進担当)

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
16	個別目標Ⅱ－4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち 計画事業22 新しい中央図書館のあり方の検討	②区立の図書館の位置づけをどのように考えているのか。特色はどのように出していくのか。 ③電子図書の黎明期にあり、新しい図書館のあり方として検討する必要があると考えるがいかがか。	②中央図書館は区立図書館ネットワークの中核として、基本方針の策定や地域館の運営の支援などを行います。地域館は区民の最も身近な「知の拠点」として役割を果たすとともに、ビジネス情報支援サービスの拠点である角筈図書館におけるビジネス支援専門スタッフの配置や、多文化共生のサービスに重点を置く大久保図書館における外国語に堪能なスタッフの配置など、館や地域の特性に応じたサービスを展開しています。 ③新中央図書館は、従来の図書館が持つ機能に限定されることなく、「時代に対応したメディアセンター機能」をコンセプトの一つに掲げています。電子図書など、将来的なICT環境の発展に伴って新しく登場するメディアにも適切に対応していきます。	中央図書館 (新図書館・学校情報化推進担当)
17	個別目標Ⅱ－4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち 計画事業23 図書館サービスの充実	①地域図書館でのPCの利用率が低いとしているが、PCでinternetを使えることを知っているのか、また、地域の人々への認識を高める周知活動はどのように行っているのか。必要性についてはどうか。 ②地域図書館に多くの来場者があるように、各館の特徴を生かした企画等として、どのようなことを実施しているのか。	①地域図書館でのPCについては、利便性の向上を図るためショッピングサイト(閲覧のみ)、ブログ、投資情報、不動産情報等のサイト閲覧制限を緩和し、より広く情報検索ができるよう設定変更するとともに、図書館HPでの利用案内や館内掲示により利用の促進を図っています。また、利用者向けに中央図書館で、操作説明会を実施しました。その結果、平成21年度後半から順調に利用率が向上し、平成22年度4月から7月の実績では、地域図書館全館の前年実績1,429件が2,830件と倍増しています。今後も、図書館HPや、利用登録時の説明等で周知を図っていきます。図書館としては、利用者が調査研究のために必要なホームページの閲覧ができる環境を整えていくことが必要だと考えます。 ②各地域館では利用者増への取り組みとして、年齢対象別のお話し会、工作会、映画会、人形劇会、外国語によるお話し会等、従来から行っている事業のほか、地域や館の特性を踏まえた様々な事業等を実施しています。外国人が多い地域にある大久保図書館では、多文化共生のために外国語によるレファレンスの実施や外国人を対象にしたサインボード等の工夫を行っています。ビジネス情報支援拠点館である角筈図書館では産業振興課との連携の強化を図りつつ、ビジネス専門スタッフを配置するとともに起業相談会の実施やレファレンスの充実に努めています。視覚障害者等サービスの拠点館である戸山図書館では録音図書作成、対面朗読等の視覚障害者等サービス事業を継続的に実施するほか、調べる学習コンクールや生活に役立つ専門家を招いての講演会も行っています。北新宿図書館においては、指定管理者の特性を生かし、大型書店見学会やレファレンス問診表で提供資料を探すサービス等を実施しています。今後も、このような各館ごとに創意工夫を凝らした事業や企画の実施に努めていきます。	中央図書館

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
17	個別目標Ⅱ－4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち 計画事業23 図書館サービスの充実	③家庭での子供たちの読書活動や学校図書館との関わり等も含めて、何が公の役割かを問い直す時期に来ている。内部評価はそう言った方向感を問いかける機会にならないのか。	③図書館サービスに関する公の役割のあり方については、事業評価シートの目的において、「IT等を活用し、図書館利用者のニーズや、インターネット社会に対応した図書館サービスの充実を図り、地域におけるコミュニティや知の拠点を旨とする」という方向性を示しています。今後の事業評価にあたっては、こうした公の役割といった観点から記述していくことも検討してまいりたいと考えます。	中央図書館
18	個別目標Ⅱ－4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち 計画事業24 子ども読書活動の推進	①指標や定義に変更はないが、適切な目標設定の評価理由の中で、平成21年度と22年度で目標の考え方が異なるのはなぜか。 ②「すべての子どもが読書活動を行うことができる」という目標は放棄したのか。 ③子どもに読書習慣も獲得してもらうのは、とても大切な活動だと考える。そのためには、計画事業12「地域における子育て支援サービスの充実」や学校図書室の活動と中央・地区の図書館との連携が大切である。担当部署は異なるが、同じ区行政として協力して目標に向かう姿勢はとれないのか。どのような方法をとれば連携できると考えるか。	①②第二次新宿区子ども読書活動推進計画では、新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域をはじめ図書館、学校などの役割を示しました。また、この推進計画策定にあたって、取組みの成果を数値として捉え、客観的に評価するために5つの数値目標を学識経験者を座長とする10名の委員（内、外部委員6名）をもって組織する新宿区子ども読書活動推進会議において決定いたしました。今回は、このような目標の設定にかかる経緯を述べたものであり、今までの考え方を変更したものではありません。 ③こども図書館は、区内地域図書館の児童サービスを総合的、効果的に支援する役割のほか、地域ボランティアや区内の関連施設との連携により子どもの読書活動の推進を図っています。担当部署が異なる場合も保健センターと連携し乳幼児健診時の際に絵本の読み聞かせを行うことや、区立小中学校と連携を図り、図書館司書の学校への派遣を行っています。今後も、こども図書館を中心として、区立図書館と区立小中学校をはじめとした関係機関が密接な連携・協力を図っていきます。	中央図書館
19	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業25 歯から始める子育て支援	①21年度の外部評価委員会の意見で、「関心の高さを維持するための工夫を改革の方針で示してください」としました。この点はどのように考えたのか。 ②区長の総合判断の中に「デンタルサポーターの質を維持し、区民の信頼に応えるため、目標値の大きな変更は考えていませんが」とあるが、質を維持することと目標値の見直しをすることの関係が不明、総合判断の意図はどのようなことか。	①21年度の外部評価委員会の意見を受け、歯科医療機関従事者の関心の高さを維持するための工夫として、本事業を理解してもらう機会となるデンタルサポーター研修会を広く案内すると回答しました。22年度の研修会はすでに終了しましたが、歯科医師会の協力を得て複数回にわたる周知を行い、231名の参加者を得ることができました。その他、22年度には新たに登録歯科医療機関にデンタルサポーターのポスターを配布し、意識の向上とともに関心を維持してもらえるように努めています。 ②歯科医療機関のデンタルサポーターは歯と口の健康チェックとフッ化物塗布および保健指導を担当することから、小児歯科に関する一定の知識と技術が必要です。保育園・幼稚園の保護者アンケートによると、十分な対応を得られなかったという不満の声も一部にありました。そのため、目標となっている人数の拡大を図る前に、アンケートの結果を還元するなどしてデンタルサポーターの質の向上に努め、区民が安心してサービスを得られる体制を整備していきたいと考えています。	健康推進課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
19	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業25 歯から始める子育て支援	③デンタルサポーターの質の向上はどのような方法で推進する予定か。 ④家庭での取り組みはどのように協働の視点を生かして進める予定か。	③質の均一化を図るために、平成20年度に作成したマニュアルを配布しています。また、デンタルサポーターには年1回の研修会参加を義務付けています。さらに、区民の方から苦情などが入った際には、区民の了解のもとに個々のデンタルサポーターに連絡し、改善をお願いしています。 ④地域活動歯科衛生士（ボランティア）の協力を得て、保育園・幼稚園園児を対象に健康教育を実施しています。この際、保育園・幼稚園の看護師、保育士、教諭などにも参加してもらい、保育園や幼稚園を通じて家庭に情報を提供してもらうようにしています。特に、幼稚園では、園児への健康教育に保護者の参観も呼びかけられました。さらに、21年度は「歯と口の健康チェックとフッ化物塗布」の開始年度でもあったことから、健康推進課の歯科専門職が保育園の保護者会に出張し、情報提供も行いました。歯科医療機関のデンタルサポーターは、個々のお子さんの様子を踏まえて、家庭での保護者の関わり方をアドバイスしています。	健康推進課
20	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業26 食育の推進	①21年度の外部部評価委員会では協働の支援による評価として、内部評価に協働の視点弱いと指摘したが、その後はどのように改善されたか。 ②「健全な食生活を実践できる人間を育てる」方法は、現在実施している事業で十分でしょうか。 ③食物は人間にとって「毒にも薬にもなる」ことなど、メニューコンクールではない事業、日々の生活に直結する活動を検討してはいかがか。	①食育フォーラムでメニューコンクールの優秀作品を来場者に食していただいたコーナーは、食育ボランティアを中心に地元企業、仕事支援センターと連携協力し、準備を進め実施することができました。今後は、地域での食育活動を食育ボランティアや住民グループと企画したり、区民や地域グループ等が主体となって実施する食育活動の支援をするなど協働の視点を意識した取組みを推進します。 ②食育ボランティアの登録者数、食育推進リーダーを中心とした食に関する指導は目標を達成しました。新宿区立小学校及び中学校における食育アンケート調査結果では「毎日朝食を食べる」子どもの割合も増加しており、事業は十分であると認識しています。しかし、現在、区の各部署で行われてきた取組みは、まだ食育の推進の第一歩を踏み出したばかりです。食育ボランティアの活動対象学年が集中しているなど課題も認識しています。今後も、新宿区の食育の推進の目標に向けて、庁内の各部署が共通認識を持ち、さらにさまざまな視点から多くの区民が参加する食育の推進が実践できるよう事業の工夫を図ります。 ③食事は日々の生活に密着したことであり、日々の食生活につながる食育活動が有効です。各地域の児童館を中心に実施している食育講座は、季節の行事や食材等を使い、子どもまたは親子で食事づくりを楽しみみんなで食する場となっています。食育講座には多くの食育ボランティアが係わり、ボランティアスタッフもやり甲斐を持って食育講座に参加しました。今後もさらに活動の場を広げ、大人（特に高齢者）を対象にした食育事業にも取り組んでいきます。	健康推進課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
20	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業26 食育の推進	④昨年の外部評価で指摘しているが、食育基本法で掲げている4つの目標領域ごとに学ぶことができるようにする必要がある。それには、学校内部でまかないきれない部分があり、地域に広がりをもたせた支援態勢で進める必要があると考えるがいかがか。	④子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための食育は、家庭、地域など社会全体の取り組みなくして実現できません。学校では、各家庭の保護者に対しても食育への理解啓発を図り、地域では食育ボランティアが関わり、子どもや保護者を対象に児童館や幼稚園、学校等で食物の栽培や料理など食材に直接触れ、会食を楽しむ体験の場を提供しています。また食育フォーラムやメニューコンクールでは、食に関する知識の啓発や、旬の食材を使った食生活について学び、それらが豊かな食生活に結びつく機会となっています。 さらなる食育の推進のためには、地域のさまざまな組織や施設を活用し、多様な知識や体験が得られるようネットワークを密にしながら支援体勢を進めていきます。	健康推進課
21	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業27 元気館事業の推進	①健康増進プログラムは、平成20年度も定員に対する比率は満たしていないが、平成21年度で定員を増やした理由は。 ②区民ニーズはどのように把握しているのか。 ③指定管理者への評価はどのような方法、頻度で実施しているのか。	①これまでいつも満員のプログラムは、少しでも多くの区民の方に参加してもらうために定員を増やしました。定員に満たないプログラムについても、ひとりでも多くの方にプログラムに参加していただけるよう、託児サービスを実施するなどプログラムに参加しやすい体制を整え定員を増やしました。今後、一層PRに力を入れ参加者を増やす努力をしていきます。 ②日常業務の中で、利用者とのコミュニケーションを円滑に行い、利用者からの意見を伺っています。また、利用者アンケートや利用者懇談会を実施して、利用者の意見を聞くなどし、プログラムに反映させています。また、新宿区健康づくり区民意識調査等の実施の機会を活用し、多くの区民に利用してもらえるよう、区民ニーズの把握に努めます。 ③元気館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱を制定するとともに評価委員会を設置し、毎年1回事業評価を行っています。評価委員については、指定管理者を選定する年度には、区職員による委員に加え外部有識者や施設利用者からなる委員で構成し、事業評価を行っています。それ以外の年度については、区職員で構成する委員が事業評価を行っています。評価の実施にあたっては、人員配置・シフト表、研修マニュアル、警備報告書、前年度の業務報告書（施設利用実績、収支報告など）、トレーニング室マシン安全チェック表、利用者集計表アンケート調査報告書など、元気館の管理運営に関するさまざまな報告書を提出させ、業務態勢、業務管理、サービス業務の管理、サービス水準の確保の視点から、管理運営状況がどうであったか評価しています。	健康推進課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
21	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業27 元気館事業の推進	④区長の総合判断に「プログラムの内容に活かすことを検討します」とあるが、具体的にどのような検討がされているのか。	④高齢者筋力向上プログラムは、大変人気のあるコースで新規参加希望者も多いのですが、リピーターも多く新規での参加希望者がなかなか参加できない状況にありました。そのためプログラムを見直し、リピーターの方のために少しレベルの高いコースを新設し、新規参加希望者がプログラムに参加しやすくしました。妊婦の方を対象にしたプログラムは、対象者が限定され参加者を増やすことはむずかしいですが、参加者から喜ばれ参加者同士の交流にも結びついているので、必要なプログラムと考え継続しています。その他のプログラムについても、元気館との定例的な打合せ会を実施し、プログラム内容や参加状況について情報を交換し、託児の充実を図るなどしています。	健康推進課
22	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業28 新型インフルエンザ対策の推進	①適切な目標設定で「危機体制の整備は区民のニーズを踏まえたもの」としているが、具体的にどのような方法で区民ニーズを把握したのか。 ②インフルエンザ発生時に、自治会町内会等との協働の視点を生かした区民への周知方法及びその必要性は検討しているのか。	本計画事業は、健康部が所管する新型インフルエンザ発生時の医療体制整備や感染拡大防止策を守備範囲としています。 パンデミック期の各種住民サービスの確保（インフラや福祉サービスの提供など）は、健康部だけでは困難であり、現在新宿区災害対策推進委員会で策定中の新型インフルエンザBCPで課題整理し、各部で今後検討していきます。また、地域との協働も含めた情報提供のあり方については、全庁的な新宿区新型インフルエンザ対策連絡会議の中で危機管理課と連携を図りながら検討していきます。 ①昨年度の新型インフルエンザ流行を踏まえ、国や東京都の新型インフルエンザ対策の総括、及び区民も委員として入っている新宿区新型インフルエンザ対策連絡会（保健予防課所管）等の場で委員の方から出された意見を総括した事項（医療体制、情報伝達・共有、発熱相談センターの役割等）を流行時の区民ニーズと捉えています。 今般の新型インフルエンザ流行に際し、他の諸外国に比べ日本での死亡者数が少なかった理由として、「適切な医療の提供」があったと分析されています。また日本人の感染症に対する予防行動（手洗い、うがい等、早期受診）も効果的でした。一方、発熱相談センター設置による適切な振り分けや住民への情報提供、感染症サーベイランス等による感染拡大の早期察知と集団感染への対策等も、診療体制を守るとともに感染拡大防止に効果的であったと評価されています。感染危機時には、これら対策の充実が最重要課題であり、これらを踏まえた体制整備を区民サービス向上に直結するニーズと捉えています。 一方パンデミック期の住民の日常生活上のニーズ把握については、今後新型インフルエンザBCPの策定に合わせて検討していきます。 ②昨年度の新型インフルエンザ発生当初は、地域センターなどの場を利用し、町会等への周知を行いました。以後は区報やパンフレット、区のHP、学校・保育園・福祉施設等施設を通じて情報提供してまいりました。流行状況や国や都の方針がめまぐるしく変化する中で、適切な時期に正しい情報を区民の方に提供する方法については、今後より一層の検討が必要と考えております。	保健予防課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
22	個別目標Ⅱ－5 心身ともに健やかにくらせるまち 計画事業28 新型インフルエンザ対策の推進	③22年度の改革方針は「手段改善」であるが、その方向性は具体的に見えてきているのか。新しいマニュアルは作成したのか。医療機関との調整はどのような内容で、どの程度進んでいるのか。 ④昨年度も指摘しているが、協働の奨めで地域との連携で対処することでしか、最悪のパンデミックをのりきれない考えるが、この点について区はどう考えているのか。 ⑤本年の内部評価も医療体制を構築することに終始しているが、住民サービスの確保の観点も含めてこの計画事業の守備範囲を明確にするとともに、初期対応に遅れをとらないためにも、区としての住民サービスの確保対策としての観点からの事業設定が必要ではないか。	③職員向けのマニュアルは、昨年度流行時に概ね作成しましたが、今後修正していく予定です。医療機関との調整は、今年度5月末に平成22年度第1回新宿区新型インフルエンザ対策連絡会を開催し、医療機関へのアンケートを実施し、昨年度の流行を踏まえた課題を整理しました。7月末には、感染拡大期に区内診療機関で円滑で安全な診療体制を確保するために、強毒型インフルエンザ流行を想定した「診療訓練」を実施したところです。今後引き続き新宿区新型インフルエンザ対策連絡会を通じて、区内医療体制について検討していきます。また、早期発熱外来の設置については、各医療機関の事情があることから、今後さらなる調整が必要です。 ④昨年度もお答えしていますとおり、新型インフルエンザ等新たな感染症発生時の対応については、区民や医療機関を初めとする関係機関に正しい情報を速やかに伝達することが必要です。昨年度の例にもありますように、国や都の方針や状況がめまぐるしく変わる中、行政機関以外が正しい情報を速やかに伝達するのは難しい状況です。新宿区新型インフルエンザ対策連絡会議などにおいて、地域への情報提供のあり方や協働については検討していきます。 また、パンデミック期の福祉サービス等の確保は、地域との連携が必要と考えています。 ⑤最初に回答しましたとおり、本計画事業は、新型インフルエンザ発生時の医療体制整備や感染拡大防止を守備範囲としています。 パンデミック期の各種住民サービスの確保（インフラや福祉サービスの提供など）は、健康部だけでは困難であり、現在新宿区災害対策推進委員会で策定中の新型インフルエンザBCPで課題整理し、各部で今後検討していきます。	保健予防課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
23	個別目標Ⅲ－1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち 計画事業30 高齢者を地域で支えるしくみづくり	①認知症サポーター養成講座の講師をしている職員は、認知症に関する専門職なのか。どのような資格・経歴をもっているのか。 ②見守りを必要とする方の数が増えているが、この夏の熱中症対策にこれらの方々にとどのような対応をしているのか。見守り協力員の具体的な活動内容は、熱中症対策に生かされているのか。	①都道府県・市区町村と全国キャラバン・メイト連絡協議会との共催で実施する研修修了者が講師（キャラバン・メイト）役となります。研修内容は認知症の正しい知識、対応方法、認知症サポーター養成講座の展開方法などで、1日（6時間）受講します。受講要件は認知症介護指導者養成研修修了者、認知症介護実践リーダー研修修了者、介護相談員、社団法人認知症の人と家族の会会員、その他自治体が認めたもの（行政職員、地域包括支援センター職員、介護従事者、医療従事者、民生児童委員、その他ボランティア等）です。区で実施している講座は、区役所又は地域包括支援センターの職員が講師役を務めています。 ②見守り協力員へは、声かけによる安否確認のほか、エアコンの使用や十分な水分補給など、熱中症予防に関することについても助言をするように周知しています。また、ご本人との挨拶などでの接触を通して、体調が不良であると認められた場合は見守り協力員が社会福祉協議会に連絡し、高齢者総合相談センターの職員等とも連携して対応します。場合によっては、医療機関への搬送も考えています。見守りと安否確認という活動を通して、熱中症の予防にも役立っていると考えています。	高齢者サービス課 地域福祉課
24	個別目標Ⅲ－1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち 計画事業31 介護保険サービスの基盤整備	①小規模多機能型居宅介護への応募が少ない原因は、公募期間の短さ、制度のアピールの不足の他にどのようなことが考えられるか。この事業の収益性の低さがあるのではないか。 ②区は第4期介護保険計画で民設民営方式を進めている。また、補助事業21特別養護老人ホーム300床の分割残額の支払いを続けている。これらの基盤整備の前提となっている実需の全体像とそれに対する計画と区の財源等について、ご説明をいただきたい。	①小規模多機能型居宅介護への応募が少ない原因として、地価・家賃の高騰や介護報酬の額が人件費・物価に見合っていないなど、「新宿」という大都市特有の問題が大きな課題となっていることは否定できません。しかし、平成21年度の介護報酬改定により、特別区の地域区分割合が引き上げられたこと、事業開始時加算など様々な加算が設けられたことなどから、今後は経営内容の改善が期待できます。また、公有地を活用した整備についても、可能な限り検討して参ります。 ②平成22年6月現在、65歳以上の高齢者人口は58,586人で、要介護等認定者の数は11,567人となっています。平成23年度には高齢者人口が約60,000人、要介護等認定者の数は11,572人となる予測です。実需の全体像としては、別表1の通りとなっています。 特別養護老人ホームの待機者数については、平成22年5月現在で1,268人ですが、そのうち、必要度が高いと考えられる待機者は平成16年度からほぼ横ばいになっています。（別表2） 平成21～23年度の第4期介護保険事業計画では、小規模多機能型居宅介護8か所（200人）、認知症高齢者グループホーム4か所（72人）、小規模特別養護老人ホーム1か所（29人）の整備を掲げています。このうち、小規模特別養護老人ホームが1か所、小規模多機能型居宅介護が2か所、認知症高齢者グループホームが1か所整備されました。また、平成23年2月には、矢来町都有地に、特別養護老人ホーム（81人）と認知症高齢者グループホーム（18人）がオープンする予定です。 介護保険サービスの基盤整備に係る財源の内訳については、別表3のとおりとなっています。	介護保険課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
24	個別目標Ⅲ－1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち 計画事業31 介護保険サービスの基盤整備	③待機者1,000人とも言われる中で、区側の説明にあった、認定度4、5であれば数か月で入所可能言うことに区民としての実感がないとする意見もあるが、その点についてはどのように考えているのか。 ④第5期介護保険計画の策定との関係で、区内の施設入所希望者が増加している中で、施設整備をどのように進めていこうと考えているのか。 ⑤計画事業・経常事業・補助事業を総合的に見たうえで、この計画事業が果たす役割を考え、目標値を達成するための「手段変更」内容を検討する必要があるのではないか。	③特別養護老人ホームについては、「新宿区介護老人福祉施設入所指針」に基づいて入所調整を行っています。要介護度は入所の必要性を判断する際の要素のひとつですが、他にも介護者の有無など個々の事情を加味して点数が算定されます。入所調整に際しては、この総得点数を基準に客観的に優先度が判断されています。平成22年5月現在、入所調整基準表による点数71点以上となる待機者の数は207人であり、施設回転率を20%(平成21年度実績値)と仮定した場合、統計上の単純計算から導き出される待機月数は平均で6.3か月程度、最長でも12.6か月程度(別表2)と考えられます。また、年3回(1月末、5月末、9月末)の基準日毎に見直しを行っており、要介護度が重くなる等、入所の必要性が高まった場合には、優先順位が上がる仕組みとなっています。 ④特別養護老人ホームの待機者数が膨らんでいる背景には、「不安感から一応届け出ている人」が増えていることが影響していると考えられます。待機者統計(別表2)を分析してみても、71点以上の待機者は平成16年から横ばいであるのに対し、41～70点の待機者が膨らんでいることが読み取れます。待機者の増減でも、平成20年のけやき園開設時に41～70点の待機者が大きく増えています。 以上の点から、今後ポイントとなるのは「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制づくり」であり、このため、在宅を中心とした地域密着型サービスの整備に重点を置きながら、長期的視点に立った的確な事業予測のもと、必要に応じて在宅生活が困難となった要介護高齢者を支援するための施設も検討していきたいと考えています。 ⑤区内での施設整備については、建設・経営コストの高騰といった大都市特有の問題が、民設民営による整備を進める上での大きな課題となっています。それらの課題のうち、経営コストについては、平成21年度に介護報酬が改定されたことで改善が期待できます。また、建設コストについては、今後とも長期的視点に立った的確な事業予測のもとに、公有地などを活用した整備の可能性についても検討していきたいと考えています。	(高齢者サービス課) 介護保険課
25	個別目標Ⅲ－1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち 計画事業131 高齢者総合相談センターの機能強化	人員配置を増加させたことによる相談件数の増加などはあったのか。	4月から6月までの実績で比較すると、相談件数は4,109件から5,606件への増です。そのうち訪問件数は1,193件から1,700件への増です。また、地域の関係機関との「連携・ネットワーク構築のための会議等」への参加件数は11件から64件へと大幅な増となっています。	介護保険課

第2部会のヒアリング項目（計画事業）

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
26	個別目標Ⅲ－2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち 計画事業36 高齢者の社会参加といきがいつくりの拠点整備	①事業者の応募数はどの程度あったのか。 ②指定管理者制度を導入したことの区民の評価は、どのように把握しているのか。	①・平成21年度より指定管理になった館 信濃町シニア活動館 4社 西早稲田地域交流館 6社 早稲田南地域交流館 6社 ・平成22年度より指定管理になった館 高田馬場シニア活動館 7社 新宿・上落合・山吹町地域交流館 3社 ②施設利用者向け利用者懇談会に区職員が出席し、利用者の意見を聴取しています。また、月に1回程度の指定管理者との連絡会を開催し、情報の共有を図っています。	高齢者サービス課